

4. 保険料の徴収方法について

(1) 特別徴収

①平成12年度前半の特別徴収の仮徴収について

- 平成12年度前半に保険料を徴収する必要はないことから、特別徴収対象者の通知を受けて平成12年1月31日までに年金保険者に通知することとされる平成12年度の特別徴収の仮徴収依頼（介護保険法施行法第16条第4項により読み替えて準用された介護保険法第136条第1項参照）については、不要となる。
- この場合、介護保険法施行令第55条第3項に基づく条例制定等は不要である。
- なお、「0円」により仮徴収の依頼を行う必要はない。

②平成12年度後半の特別徴収について

- 平成12年度後半は、平成12年度の保険料（3.により基準保険料を1/4に軽減した額）を通常どおり特別徴収する。
- この場合の事務処理の手順及び支払回数割保険料額の算定方法等は、通常の場合と同じである。

(例)

基準保険料 30,000円/年 の市町村
平成12年度の保険料は 7,500円/年（仮徴収額は0円）
平成12年度後半の本徴収額（支払回数割保険料額）は、
 $7,500円 \div 3 = 2,500円/回$

③平成13年度以降の特別徴収について

- 平成13年度前半に仮徴収される者は、平成12年度後半に本徴収されている者であり、かつ、徴収額は当該額と基本的に同じ額であるので、特に特別の取扱いをすることなく、平成12年度後半と同じ1/2軽減の額により徴収されることとなる。
- なお、対象者の所得段階が低くなっていることが明らかである場合等、特に必要な場合には当該額を低く設定することは、従来どおりの考え方、手続きにより可能である。

5. 月割賦課の算定の特例

○介護保険料については、国保料（税）と同様、受益と負担の関係性等を踏まえ、条例に基づき、月割賦課を行うこととしている。

○具体的には、保険料を、

- ①第1号被保険者となった日の属する月から月割で課する
- ②第1号被保険者でなくなった日の属する月の前月まで月割で課する
- ③年度途中で被保護者又は境界層該当者（以下「被保護者等」という。）となった場合は当該日の属する月から月割により第1段階の保険料を課することとしている。

(1) 平成12年度

○平成12年度前半については、保険料を徴収しないこととしている趣旨を踏まえ、月割算定の対象の月数に含めないこととする。

(例1) 平成12年10月15日に死亡した者

平成12年度保険料 7,500円) と仮定（以下同じ。）
平成14年度保険料 30,000円)

平成12年度月割保険料 = $7,500円 \times (0/12) = 0円$
(平成14年度の場合※: $30,000 \times 6/12 = 15,000円$)

※「平成14年度の場合」は、例示と同様の条件が平成14年度に生じた場合の平成14年度の月割保険料を算定している。(以下同様)

○平成12年度後半については、年度を通じて被保険者である者については、月割によらず年間の保険料を課されることとの均衡等を踏まえ、1月を2月分として月割算定するものとする。

(例2) 平成12年11月15日に65歳となった者

平成12年度月割保険料 = $7,500円 \times \{(5 \times 2) / 12\}$
= 6,250円

(平成14年度の場合: $30,000円 \times 5 / 12 = 12,500円$)

(例3) 平成12年6月15日に65歳となった者

平成12年度月割保険料 = $7,500円 \times \{(6 \times 2) / 12\}$
= 7,500円

(平成14年度の場合: $30,000円 \times 10 / 12 = 25,000円$)

○年度途中で被保護者等となった場合も上記に準じた取扱いとする。

(例4) 平成12年度の賦課期日時点で第3段階であった者

平成12年度保険料基準額は7,500円

第1段階保険料は 3,750円

$$\begin{aligned} & \text{①平成12年10月31日までに被保護者等となった場合} \\ & = 7,500\text{円} \times 0 / 12 \\ & + 3,750\text{円} \times \{(6 \times 2) / 12\} = 3,750\text{円} \end{aligned}$$

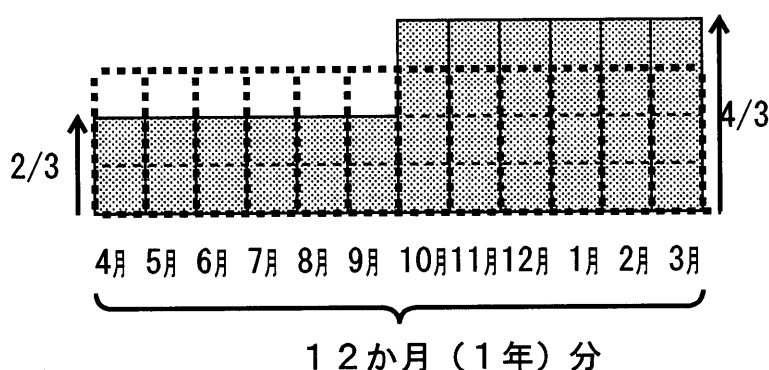
$$\begin{aligned} & \text{②平成12年12月15日に被保護者等となった場合} \\ & = 7,500\text{円} \times \left\{ \begin{array}{c} (2 \times 2) \\ \text{第3段階} \quad \text{2か月分} \end{array} \right\} / 12 \\ & + 3,750\text{円} \times \left\{ \begin{array}{c} (4 \times 2) \\ \text{第1段階} \quad \text{4か月分} \end{array} \right\} / 12 = 5,000\text{円} \end{aligned}$$

(2) 平成13年度

○平成13年度前半までは保険料を1/2に軽減することとされていることを踏まえ、月割賦課に当たっては、

①平成13年度前半は1月を2/3月分として

②平成13年度後半は1月を4/3月分としてそれぞれ月割算定する。



(例5) 平成13年10月15日に死亡した者

平成13年度保険料を22,500円とする

(平成14年度保険料は30,000円)

$$\begin{aligned} \text{平成13年度月割保険料} &= 22,500\text{円} \times \{(6 \times 2/3) / 12\} \\ &= 22,500\text{円} \times 6 / 18 \\ &= 7,500\text{円} \end{aligned}$$

(平成14年度の場合：30,000円×6/12=15,000円)

(例6) 平成13年12月15日に65歳となった者

$$\begin{aligned} \text{平成13年度月割保険料} &= 22,500\text{円} \times \{(4 \times 4/3) / 12\} \\ &= 22,500\text{円} \times 4 / 9 \\ &= 10,000\text{円} \end{aligned}$$

(平成14年度の場合：30,000円×4/12=10,000円)

(例7) 平成13年6月15日に65歳となった者

$$\begin{aligned} \text{平成13年度月割保険料} &= 22,500\text{円} \times [\{(4 \times 2/3) / 12\} \\ &\quad + \{(6 \times 4/3) / 12\}] \\ &= 22,500\text{円} \times (4 / 18 + 6 / 9) \\ &= 20,000\text{円} \end{aligned}$$

(平成14年度の場合：30,000円×10/12=25,000円)

○年度途中で被保護者等となった場合も上記に準じた取扱いとする。

(例8) 平成13年度の賦課期日時点で第3段階であった者

平成13年度保険料基準額は22,500円
第1段階保険料は11,250円

①平成13年10月15日に被保護者等となった場合

$$\begin{aligned} &= \underset{\text{第3段階}}{22,500\text{円}} \times \underset{\text{6か月分}}{\{(6 \times 2/3) / 12\}} \\ + &\underset{\text{第1段階}}{11,250\text{円}} \times \underset{\text{6か月分}}{\{(6 \times 4/3) / 12\}} \\ &= 22,500\text{円} \times 6 / 18 + 11,250 \times 6 / 9 \\ &= 15,000\text{円} \end{aligned}$$

②平成13年12月15日に被保護者等となった場合

$$\begin{aligned} &= 22,500\text{円} \times \left\{ \frac{(6 \times 2/3)}{6\text{か月分}} \right\} \\ &+ 22,500\text{円} \times \left\{ \frac{(2 \times 4/3)}{2\text{か月分}} \right\} \\ &+ 11,250\text{円} \times \left\{ \frac{(4 \times 4/3)}{4\text{か月分}} \right\} \\ &= 22,500\text{円} \times 6/18 + 22,500\text{円} \times 2/9 \\ &\quad + 11,250 \times 4/9 \\ &= 17,500\text{円} \end{aligned}$$